

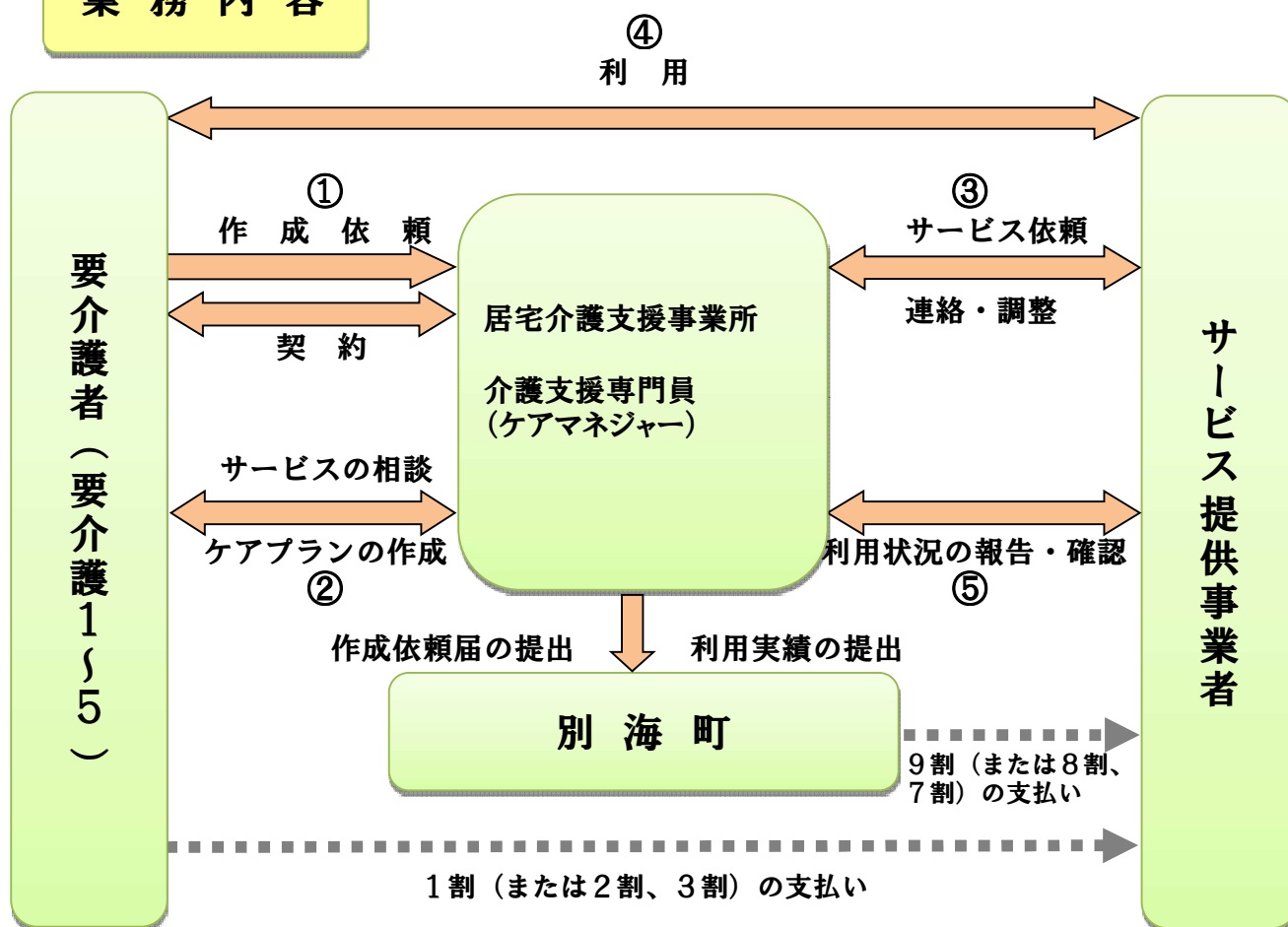
別海町居宅介護支援事業所のご案内

居宅介護支援事業所では介護が必要な状態（要介護者）となっても、可能な限り住み慣れたご自宅で、ご本人の望む生活が送れるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状態や生活状況を把握し、様々な保健・医療・福祉サービスなどを組み合わせたケアプランを提案します。

そして、ご本人様やご家族様と話し合いのもと作成したケアプランに従い、サービスが受けられるよう事業者との調整を行うとともに、実際に提供されたサービスの確認や見直しを行っていきます。

※要介護者については介護保険担当のページを参照してください。

業 務 内 容



①

【担当のケアマネジャーが決まります】

担当ケアマネジャーが訪問し「ケアプラン作成依頼届の提出」と「当事業所との契約」を行っていただきます。

②

【ご利用者様のニーズにあった生活目標の設定をお手伝いします】

ケアマネジャーは、どんなことに困っているのか、どんな生活がしたいのか、ご利用者様やご家族様の状況や要望を聞き、どのような状態になることをめざすのかを一緒に考えます。

【どんなサービスをどこの事業者から受ければよいかアドバイスします】

必要なサービスのメニューや利用できるサービスとその利用方法、またご利用者様が良いと判断したサービス事業者の選定について説明するとともに適切なアドバイスをします。

③

【ご希望にそったサービスの提供が受けられるよう調整します】

ご利用されるサービス提供事業者と協議し、どのような計画のもとにサービスの提供を行えばよいかを検討し、調整します。

ケアプランの作成

サービスを利用する時間や日にち、回数、利用料金などを説明し、ケアプランの内容について、必ずご利用者様との合意を得たうえで決定します。強制的に合意を求めることはありません。

④

【サービス利用開始】

ケアプランができたらサービスが始まりますが、サービス開始後も、ご利用者様とサービス事業者などに継続的に連絡を取り、ご利用者様に状態の変化や不都合がないかを点検し、状況に応じてプランの内容を変更するなど迅速かつ適切な対応をします。

⑤

【利用状況の確認と請求】

予定通りのサービスを利用されたかどうか、また変更の有無をご利用者様やサービス提供事業者を確認します。確認後は保険者である別海町に利用状況を報告し、利用料の9割(または8割、7割)を保険者である別海町から、1割(または2割、3割)をご利用者様からサービス提供事業者を支払われることになります。

職 員 体 制

管 理 者	管理および介護支援業務	1 名
介護支援専門員	介 護 支 援 業 務	3 名

お問い合わせ

別海町居宅介護支援事業所 (0153) 75-0883

月曜日から金曜日 午前8時45分～午後5時30分

*土・日・祝祭日及び年末年始(12/31～1/5)は休業

